

# 自転車安全利用五則を守りましょう。



## ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。  
したがって、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。



## ② 車道は左側を通行

自転車は、道路の左端に寄って通行しなければなりません。



## ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



## ④ 安全ルールを守る

### ■ 飲酒運転は禁止



### ■ 二人乗りは禁止



### ■ 並進は禁止



### ■ 夜間はライトを点灯



### ■ 信号を守る



### ■ 交差点での一時停止と安全確認



## ⑤ 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

